

ラジオ川越

番組制作にあたっての手引き

利用者の皆様は必ず放送番組の編集基準を読んでいただきご了承ください。

◎用語について

放送禁止用語には明文化されたものはありませんが、検索すると具体例などが分かります。各番組制作者の判断になりますが、放送にふさわしくない用語は避けてください。

◎著作権について

他者の著作物を放送するには、事前に著作権者の許諾を受ける必要があります。また、放送番組自体も著作物であり著作権法により保護される対象となります。一人一人が慎重に取り扱いくださるようお願いいたします。情報不明なものは取り扱い出来ません。著作物の使用は番組制作者に管理していただきます。管理書類に従ってください。

・音楽の著作物

ラジオ川越では電波による放送・サイマルラジオ・その他の配信サービスそれぞれに許諾が必要となります。音楽著作権を管理する JASRAC NexTone に登録・管理されている楽曲については、ラジオ川越と管理団体の間で包括許諾契約が結ばれているので問題なく利用できます。CD 音源を放送するのに必要な CD 制作者関連の許諾も 日本レコード協会 芸団協・実演家著作隣接権センター との間で許諾契約が結ばれています。権利者の自己管理楽曲については、個別に許諾を得る必要があります。

インディーズで活動されている方々の楽曲を使用する場合には個別に必要です。

番組ゲストの方にも念のため放送で流す許諾を得てください。

この場合、口頭での許諾で問題ありません。ただし、書面希望される場合には予めご相談ください。

・その他の著作物

放送には音楽以外にも多くの著作物を扱います。

映画やゲームの著作物、漫画や小説等書籍の著作物などが該当します。

例 DVD やゲームから音楽を使用する場合、気に入った詩を朗読する場合など

これらの著作権も個別に許諾を得る必要があります。また、料理のレシピそのものはアイデアなので非保護対象ですが、料理本、サイトの手順は編集著作権の対象となる可能性があります。

・番組データ

ラジオで放送される番組自体が著作物です。そのため、自ら制作した番組でも勝手なネット配信はできませんので局へご相談ください。また、ゲストへ放送確認用としてデータを渡す場合には、予め局へご相談いただき、放送日以降にお渡しくださるようお願いいたします。

※補足

使用音源について

局にあるものについては自由にご利用ください。無いものはご自身でご用意いただきます。いずれにしても情報管理は行ってください。サブスクリプション・YouTube は使用不可。